

近世 — 近代移行期熊本・天草地域の 政治社会構造変容過程の研究

吉村豊雄・小松 裕・堤 克彦
松崎範子・児島康子

I. プロジェクト研究の概要

本プロジェクト研究は、吉村豊雄・小松裕の両教員と社会文化科学研究科所属の堤克彦・松崎範子・児島康子の三人の院生による共同的研究であり、吉村は既に、『藩制下の在町と村』（一の宮町、2001年）において、熊本藩領阿蘇地域を主対象に、近世中後期の政治社会の仕組みを大きく見通しているが、本年度は、身分制の観点から近世の社会構造の変容、近代社会の内実化の過程を研究し始めている。小松も、『田中正造の近代』（現代企画室、2001年）で日本近代の社会的・思想的構図を実態的に描き出すと同時に、近代地域社会の社会問題、在日朝鮮人問題を掘り起こしなど、近代国家史に照射する仕事を併行させている。

堤克彦は、すでに熊本細川家家臣で幕末の政治思想家横井小楠の中心に、近世後期から近代初期に至る政治思想の動向を研究し、近刊の『横井小楠』（西日本新聞社）を始めとする研究成果を有しているが、本研究を通して、永青文庫蔵「細川家文書」を中心に基本史料の収集に努めており、小楠の思想・政治行動の根本概念となる「実学」についての関係史料を発見している。従来の研究では、「実学」という用語の初見は、弘化元年（1844）とされていたが、それが10年前の天保4年（1833）までさかのぼり得ることを明らかにしている。天保期は藩制下の政治・社会経済・思想が大きく旋回しており、「実学」関係史料の発見は、天保期以降、幕末の政治思想を大きく見直す可能性を有している。

松崎範子は、『新熊本市史』近世編の編纂事業において、熊本城下町、外港的機能を果たす川尻・高橋両町を分担し、本プロジェクトでは、自分の研究成果を新たな視点から読み替えつつある。つまり、従来、藩当局の町支配に引き付けて理解しがちであった町人の町政・町役政との関わりを、町人の町運営、町運営能力の視点からとらえ直し、町人側の町運営に依存した藩当局の町支配、商業・流通政策の立案・実施の実態について検討を深め、市史編纂で解明した諸事実が整合されつつある。

児島康子は、修士論文で取り扱った、文化2年（1805）、天草で起こったキリシタン大量摘発事件を新たな政治構図のもとで読み替えつつある。すなわち、いままで天草の地域社会において事実上黙認されていたキリシタンが、天草の地域社会、天草を預かっている島原藩、長崎奉行、三者の政治構図のもとで、最終的に「異宗」事件として処理されるプロセスと、その政治的・社会的位相についての解明を意図している。

（吉村豊雄）

以下、院生三名のプロジェクト研究概要を示す。

Ⅱ. 幕末期における肥後藩の尊王攘夷論と開国論の形成過程の研究 — 特に肥後藩士横井平四郎（小楠）の実学思想の成立背景の史的検証 —

堤 克彦

最初は、博士論文の構想を「肥後藩士横井平四郎（小楠）の研究」と題し、これまでの私の小楠の総括的研究にすることを目的としていた。その中で、山崎正董編著『横井小楠』の資料的限界から脱却し、古文書（永青文庫・地方文書を含む）など多くの新資料の発見と活用によって、歴史的な解明を試みるつもりであった。

しかし余りにも総括的で、博士論文の体裁をなさないとの指摘を受け、構成そのものを再考し直し、上記のタイトルのもとに、研究の時期とテーマを限定し、その部分を深く掘り下げることにした。

その主な構成項目は、序説「天保の大飢饉と肥後藩内の動向」、第一章「肥後藩の尊王攘夷論の特色」、第二章「時習館学の特色」、第三章「後期水戸学への傾倒と批判」、第四章「実学形成の基盤形成」、第五章「ペリー来航と肥後藩の海防意識」、第六章「横井平四郎（小楠）の『開国論』の主旨」、終章「肥後藩士横井平四郎（小楠）の『実学思想』と越前藩政改革・文久の幕政改革」などとしてみた。

第二章のテーマを別にすれば、これらの項目のうちすでにいつかは拙論がある。いまこれらの拙論に、これまでの「永青文庫」の古文書調査などで得た、かなりの重要な資料を新たに加え、本格的な論文にするための再検討を行っている。

その一方で集中的に研究しているのは、第二章「時習館学の特色」に関する部分であるが、その内容は、一応つぎのような構成になっている。

第一節「藩校時習館の教育」－「宝暦改革当時の藩校教育の目的」「徂徠学的学風の隆盛」「横井平四郎（小楠）の歴史学への開眼」

第二節「時習館訓導河部仙吾宅放火事件」（「御侍一揆」）－「事件の真相と肥後藩庁の対応」「藩校時習館への影響」

第三節「横井平四郎（小楠）の時習館教育批判」－「時習館教育への不満（歴史学と文章学の重視から）」「『学校問答書』にみる横井平四郎（小楠）の理想的な藩校像」

第四節「長岡監物の『時習館改革』の試みと中絶」－「長岡監物と横井平四郎（小楠）との出会いと起用」「長岡監物の『時習館改革』①－天保期の試み」「長岡監物の『時習館改革』②－弘化期の試み」

第五節「横井平四郎（小楠）著『時務策』の諸問題」－「2つの『時務策』」「山崎正董説と鎌田浩説の不整合」「新しい『時務策』論考」

その中で、特に「時習館訓導河部仙吾宅放火事件」と「長岡監物の『時習館改革』の試み」との関連、「天保期の『時習館改革』」と「弘化期の『時習館改革』」の相異性に関しては、「永青文庫」所蔵の資料によって、ある程度の歴史的解明は可能にできることがわかってきた。

また小楠研究での最重要なキーワードは「実学」という用語であるが、これまでその初見は、弘化元年（1844）一月頃とされていた。しかし今回『江戸機密間日記』（「永青文庫」所蔵の11-24-40ノ甲）の天保四年（1833）三月の項には、「教授以下え相渡候書付写」として、「（前略）此後弥以諸生倡方厚心を用、学問研精いたし、奔競を抑へ、廉恥之風を勵し、実学を勤候様、専可被致教導候。右倡方之儀、此節 尊慮之趣も被為在候事ニ付、御倡筋能行届、往々不弛様相心得、教官ニ関り候

面々、凡而右之心得を以差はまり、誘掖有之候様可被申談旨被仰出候条、可被奉得其意候」との「覚」を発見した。

これによって、肥後藩では、すでに従来の説より10年も以前の天保四年三月に、参勤交代で在江戸の藩主細川斉護から、直々に「実学」の奨励が行われていたことや、すでに「実学」の呼称も存在していたことを明らかにすることができた。

またこの藩主の「実学」奨励は、前年に藩家老になった一番家老松井式部と二番家老長岡監物に、翌五年十一月には「一、文武藝御誘掖筋之儀ニ付而被成下候 御書之内ニ、監物・式部兩人者年閣ニ茂有之事ニ付、主ニ成候而、諸生を勵し、精粗を試、誘方無油断心を用候様と有之候事」との「覚」（弘化三～四年の『機密間日記』（「永青文庫」所蔵の12-2-2）に「書抜」として収録）を出した。しかしその最後には、「但式部様者其後御内意之趣有之被遊御免候事」との但書が付してあった。

「実学」の奨励は、松井式部と長岡監物の対立をより鮮明にし、表面化させることになった。またこの対立は、藩士たちを「長岡派」と「松井派」に二分してしまうことになった。藩主斉護の「実学」の意向を忠実に実行した長岡監物について大身・小身の藩士たちが、「反松井派」であり「実学派」と称されたわけである。これまで定説化していた「実学」=横井小楠による創始という等式は、再考される必要が出てきたようだ。

ついで横井平四郎（小楠）著『時務策』に関しても問題提起をしておきたい。これまで『時務策』は、山崎正董編著『横井小楠 遺稿編』所収の一つしかないと考えられていた。そして多くの横井小楠研究者は、これを基礎資料に諸説を展開してきた。

しかし徳永洋論文「横井小楠『時務策』考」（熊本近代史研究会編『近代の黎明と展開－熊本を中心に』所収 創流出版 2000年8月刊）によって、横井小楠の『時務策』には、山崎正董編著『横井小楠 遺稿編』の草稿段階では二種類あったことが判明した。

その一つは、収録された『時務策』（最初は『時弊匡救策』、ついで『民生長養策』と訂正）であり、もう一つは、「山崎正董の横井小楠関係記録メモ類（10冊）」の中に綴じ込まれていて、徳富蘇峰が『時務策』と題名を付したものであった。

両者の記述と内容には、多くの類似点とまたかなりの相異点があり、比較検討が可能になったばかりではなく、不可欠となった。そのことからこれまで問題とされながらも、一向に解決されなかった『時務策』の著述年（山崎正董の天保14年説と鎌田浩の天保12年説）の不一致に関して、新しい『時務策』論が提示できるのではないかと考え、いまその記述内容の比較と小楠の著作との詳細な検討作業を行っている。

その一端を紹介すれば、徳富蘇峰の『時務策』には「御家中の風俗を正す事」が所収されているが、山崎正董の『時務策』所収の「町方制度を付る事」がない。前者は小楠が天保十年（1839）四月より翌十一年二年の江戸遊学中に無造作に筆記した『遊学雑誌』所収の記事内容に類似している。これからしておそらく遊学から帰藩して間もない時期に記された可能性がうかがえる。しかしだからといって「鎌田浩の天保12年説」が優勢かというところでもない。

山崎正董が天保十四年説の根拠としたのは、「節儉の政を行ふべき事」にある「御家中去暮の困窮御番方五百人の員数に御救恤に入りたる者百八十人、至貧拝借の位は大抵過半の数に至れり。又町・在共に一統のつまり甚しき急迫に赴きたれば、當冬米價下落に及べば、難渋更に甚しかる可しと存なり」（山崎正董編著『横井小楠 遺稿編』68ページ）であった。

山崎正董は、この論拠として、天保十四年卯正月の細川家記録に「御知行取以下無苗迄去寅（天保十三年）暮至貧御心附渡之面々」を挙げている。そしてその中の「御知行取吉田某以下六拾貳人、御中小姓山川某以下七拾六人、外様組野口某以下四拾九人、無苗之者又右衛門以下拾九人、惣人数貳百六人、錢參拾壹貫百六拾目とありて、無苗の者を除けば、知行取は百八十七人となるに照らせば、起草は天保十四年であるらしい」（同 65ページ）と記していた。

しかし鎌田浩は、「御番方は勿論知行取であり、中小姓・外様組（足輕）をこれに含めるのは誤りであり、この推定はそもそも成り立たない」（鎌田浩著『熊本藩の法と政治』の注記（203）161ページ、創文社 1998年2月刊）と批判している。

ところが、徳永洋によれば、この部分に関して、類似した文言「御家中去暮の困窮〔を云は〕御番方五百人の員数に〔程の内に〕御救恤に入りたる者百八十人〔と承る〕、至貧拝借の位は大抵過半の數に至れり〔なる可し。宝暦以来絶て承らざる困窮なり。当冬米價益々下落に及べば難渋更に甚なる可と存ずるなり〕」が、「貨殖の政を止むる事」の本文71ページの13行と14行の間から削除されているという。

即ちこの文言は、「貨殖の政を止むる事」の中であって、初めて文意が通じるはずなのに、「節儉の政を行ふべき事」の方に移動し挿入されているというのである。このような削除・挿入が簡単に行われたのは、小楠が本文にこの部分を後日追加した可能性があることも考慮した方がいいのではないか。

挿入の記述内容からすると、天保十四年が一番適切であろう。管見ながら「永青文庫」にある御家中救恤の拝領米に関する資料は「去寅暮（天保十三年）」以外には見出せない。そうすると、「山崎正董の天保14年説」も当然浮上してくる。

しかし残念ながら、現在のところ「永青文庫」の中に、山崎正董の天保十四年卯正月の細川家記録「御知行取以下無苗迄去寅（天保十三年）暮至貧御心附渡之面々」を見出し得ていない。その代わり、これとは別の「御知行取中去寅暮拝領米渡名前（137人分）」（『密書輯録・地』十二乙六十九印）や「表書 天保十三寅年十月廿五日 用人典札丈之助・組脇甚兵衛・庄之助へ申聞次第書、用人丈之助・組脇庄之助へ申聞也。家中之者共次第難渋」（『密書輯録・人』559-5）の資料を発見している。

以上のことから、小楠は最初『時務策』の草稿を、江戸遊学からの帰藩後の天保十二年秋にまず認め、さらにそれを基盤に、天保十三年の肥後藩の財政難と士民の経済状況を新たに挿入して、「町方制度」の提案をはじめ天保十四年の秋に、より『時務策』の内容を補強するために、改めて書き直したのではないかと推定している。これらについては、いずれ拙論を発表したいと思っている。

Ⅲ. 熊本藩の町支配構造

松崎 範子

「熊本藩の町支配構造」というテーマで、城下熊本町の運営がどのように行われていたか、町の運営を担当する町役人とはどういう町人であったかを検証して、近世社会における熊本町の特質を明らかにすることに取り組んでいる。

（一）熊本町の町役人と町運営

熊本城下は、豊臣氏の統一政権による新体制の発足で築城とともに近世初頭加藤期に建設が始まっ

た町である。したがって加藤時代は短期ではあるが、その後の細川期の町支配体制を考察するうえで、まず初期の熊本城下の形成過程を明らかにすることが必要であると考えた。近世熊本城下が加藤期にほぼ完成していたことは、諸絵図より知られていることであるが、さらに細部について寛永6～8(1629～31)年ごろの内容と推測されている「熊本屋鋪割下絵図」と同9年の「細川氏入国宿割帳」より加藤期末の熊本町内には55の丁が成立していたことを確認した。

完成した熊本城下のうち町屋の置かれた古町・新町・京町・坪井町には、行政的な区分として懸が、そして各懸内には丁の設置があった。加藤期は町割が領主によって行われるなかで各地区に丁が成立していった段階と考えられる。新町では細川氏入国直後の寛永14年には懸の成立をみるができるが、他の地域についてはまだ形成途中であり地域で段階差が生じていた。懸・丁という名称およびその区別が明確になり、熊本町の行政区分16懸・86丁が成立するのは、享保年間(1734～36)であった。

また加藤期の町の形成にあたっては有力町人が中心となり、彼らが町役人的立場にあったことを史料にみたが、そのはたした役割は大であった。細川期の町内運営組織の成立過程をみていくと、寛永14年には町役人として彼らの名前が史料にみられるので、細川期にも引き続き町の運営をまかせ、町別当として任命されるようになったものと考えられる。丁頭については段階的に町の実状から置かれた丁もあったようであるが、藩から町役人として正式に設置が指示されるのは寛文3(1663)年であった。つまり懸・丁の形成と、町別当・丁頭という町役人の設置とは並行して行われていたわけではなく、町の発展と支配の必要のなかで町→丁→懸の成立が進行し、町の運営にあたってはまず町別当が配置され、各丁の担当者として丁頭の設置が行われていったことを検証していった。

寛文3年に丁頭が正式な町役人として設置が義務づけられ、丁頭の主な職務が「町内の取次」であることが示されたことは、丁が熊本町では実質的な町運営の基本単位となったことを意味する。一方、町別当たちは各懸を取りまとめる役目とともに、輪番で熊本町の惣月行司をつとめ、町運営の責任者としての役割をはたすようになっていく。したがって惣月行司—町別当—丁頭という町役人体制が整う寛文期を熊本町支配の成立期として位置づけた。

以上のように本年度は、これまで明確でなかった熊本町の形成過程を明らかにすることに主眼を置いて研究を進め、加藤期にほぼ完成していた熊本町を細川氏は入国にあたって統治しやすいように旧来の有力町人を配置して町運営を行い、その後も町の発展と拡大にとともに町運営組織の整備を進めていったことをはっきりさせた。

近世中期には、熊本町が抱える社会問題への取り組みから町内運営の体制が大きく変わっている。天明7(1787)年に町内で打ちこわしが発生したことをきっかけに、熊本町の町政改革は行われた。宝暦の改革で廃止された熊本町専任の町奉行を復活し、奉行所を設置して寛文3年に別当の任命により「町内之取次」を行う役として設置された丁頭を、別当の任命から町奉行の任命にして藩の町方支配機構の中に組み込み、新たに町内の窮民対策を別当・丁頭の職務に加えていった。

私のこれまでの研究においては、天明の町政改革についての解釈は藩の支配統制の強化であったという一面的な見方にとどまっていた。天明の改革期は短く、結果的に町奉行と町奉行所はわずかな期間で廃止されているのに対し、町役人の町政における位置とその職務内容が継続されたことの意味を改めて考え直し、天明期は大きな意味で町政と町運営の転換期であったことをつかむことができた。

天明以後町役人の町内運営に関わる職務はさらに拡大して、文化5(1808)年には町民による惣町会所設立の段階に至り、天保期には町奉行再興という局面をむかえる。引き続き町運営についてその

実態を明らかにする作業を続けている。

(二) 町役人の実態

熊本町の町役人たちは、積極的に町運営に参加している。それは別当・丁頭の各職についた町人たちが可能な限り世襲的に役職を引き継いでいることからわかる。町人が町運営に積極的に参加した理由として、熊本藩の町人社会に設定されていた座順（身分格式）の問題があるようである。町人の座順は別当列・丁頭列という序列名が示すように、町役人の職名を基準に構成されていた。町人にとっての役職就任の意味と身分獲得の実態を明らかにすることは熊本町の実態を知るうえで必要と考えるので、永青文庫「町在」を中心に史料の集め、検証を行うことを予定している。

次に考えられる理由として、熊本町の町役人たちは職人町を除いてほとんどが商人であるので、藩の商業・流通政策との関係から町役人層の商人としての側面の分析を考えている。

商人にとって商売株や問屋株は商売上の特権である。熊本藩の商業・流通政策をみると、宝暦4（1754）年に旅人間屋を設置し、文化13（1816）年には他国商人を通商株で統制するようになったため、他国商人には旅人間屋において取引を行うことを徹底したので、問屋たちは交易品を独占するようになっていく。また藩内の商人に対しては直仕入株を発行し、他国商品の持込を統制する政策をとる。したがって文化5年に惣町会所が設置された本来の目的は、これらの政策を遂行させることにあったのではなかったかと推定している。

町役人であり熊本町の有力商人の例として、西古町の別当をつとめた財津家（塩屋）が諸条件を備えているので、現在関係史料を集めているところである。代々の別当就任状況や同家が担当していた富講の内容やその実態、所有する問屋株やその商業活動から、熊本町の有力商人の実態を明らかにして、商業・流通政策と町人との関係の検討を計画している。

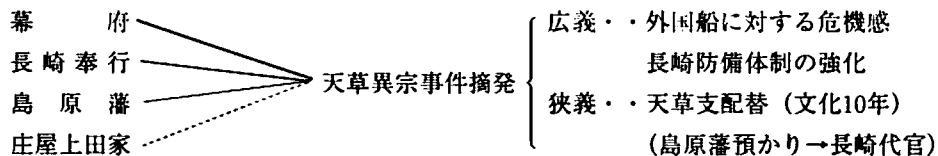
Ⅳ. 天草異宗事件の歴史的位置

児 島 康 子

1. はじめに

19世紀初期、日本は西洋列強による外圧の対応に迫られ、対外関係管理体制を強化した。このような状況の下で、文化2（1805）年、天草下島西目筋今富村・大江村・崎津村・高浜村において異宗事件が発生し、4ヶ村で5000人余りの信徒が検挙された。天草異宗事件摘発の目的はキリシタン検挙ではなく、この時期の対外関係と深い関連性があった。天草異宗事件後、文化10年天草は島原藩預かりから長崎代官所支配へと支配替えが行われ、不穏を帯びた天草近海の監視体制が強化された。

この事件を図示すると、次のようになる。



天草異宗事件において、次の3点をおもな研究課題としていきたい。

- ① 天草異宗事件摘発の目的は長崎防備体制を強めるための国家政策であった。これまで天草西目筋

において黙認されてきたキリシタン信仰を公の事件として取り扱い、事件を表沙汰にして天草を島原藩預かりから長崎奉行直轄への支配替えによって、外国船に対する防備体制を強化したのである。本研究において、天草異宗事件と対外関係の関連性を明らかにしていきたい。

- ② 天草異宗事件で検挙された信徒たちの信仰はキリシタン信仰であった。これは彼らの供述からも明らかである。しかし、幕府側は彼らを「心得違之者」と呼び、彼らの宗教をキリスト教と認めずに「異宗」とした。幕府側が彼らの信仰をどのようにして「異宗」としたのか、その経緯を明らかにしていきたい。
- ③ この事件において幕府・長崎奉行・島原藩の三者に連携が図られており、地元の様子を詳細に探索するために高浜村・今富村庄屋上田家が手伝う形となった。三者それぞれの意図を明らかにし、三者の関連性について明らかにしていきたい。

なお、これまでの研究では「天草崩れ」と呼ばれてきた。しかし、当時は「崩れ」と呼ばれておらず、「崩れ」は後に研究者が名付けたものである。また、「崩れ」とは、幕府の厳しいキリシタン弾圧政策によってキリシタン信仰が表面化し、キリシタンが検挙された事件を意味するが、この事件ではキリシタン検挙が目的ではなかった。したがって、本研究では「天草崩れ」ではなく、「天草異宗事件」として、研究をすすめていきたい。

2. 研究経過

(1) 天草異宗事件摘発に関する資料

天草異宗事件摘発に関する資料として、次の4つの資料があげられる。

- ① 【上田宜珍日記】(寛政9年より)
- ② 上田友三郎【宗門心得違御吟味日記】(享和3年10月～文化元年4月10日)
- ③ 【佐久間 天草吟味方扣 文化元子年四月より】(文化元年4月11日～文化2年5月18日)
- ④ 【長崎一件】(寛政期より)

(2) 寛政11年天草における動き

文化2年天草異宗事件摘発、文化10年天草支配替えのきざしは、寛政11年頃から見えはじめる。天草における寛政11年の出来事として、次の3件があげられる。

- ① 富岡代官所から各村々に対して「切支丹宗門ニ附申渡」を通達(3月)
「切支丹宗門ニ附申渡」を通達後、享和元年今富村では庄屋大崎吉五郎の病死により、高浜村庄屋上田源作が今富村庄屋を兼帯した。享和2年、島原藩によって上田源作伴友三郎が庄屋を任命され、翌年から(『宗門心得違御吟味日記』(注)仮称)を書き残している。また、上田源作は友三郎庄屋就任後も今富村における監督権が認められていた。したがって、寛政11年「切支丹宗門ニ附申渡」通達後、次第に天草異宗事件摘発に向けての探索体制が整えられていったのである。
- ② 異国船取り締まりのため、牛深に見張番所と遠見番所が増設される。(4月21日)
- ③ 天草郡富岡塩瀬沖に紅毛船が漂着碇泊し紅毛人が上陸しかかり、急報を聞き、島原藩普請役小林周助が駆けつけ差し止め、同船を富岡湊より長崎へ曳航する。(6月21日)

この件で注目したいのは、紅毛船は富岡沖に現れたのであり、上田源作(宜珍)が庄屋を勤める高浜ではない。しかし、上田源作は長崎奉行所役人と共に同船し、役人が紅毛船から書簡を受け取

る場に立ち会い、富岡詰代官（島原藩士）近藤恵十郎、成田弥源太に2回にわたり紅毛船一件について報告しており、長崎奉行普請役小林周助とも接触している。この件においても既に長崎奉行所、島原藩、庄屋上田源作の三者の連携が窺える。

(3) 天草異宗事件摘発における経緯 —【天草吟味扣】を通して—

【天草吟味方扣】は、文化元年7月天草異宗事件において幕府と交渉するために、島原藩大竹仁左衛門と共に江戸に出府した佐久間六郎兵衛所有の資料である。

この資料では、幕府・長崎奉行・島原藩の三者の連携が記されており、特に島原藩の活躍が大きい。なかでも間継役松本九郎衛門、星野小十郎が中心となり、彼らは島原藩役人と密に連絡を取り合い、長崎奉行との交渉にもあたっている。

異宗事件摘発における経緯のなかでは、島原藩の意図が詳細に記されている。島原藩は、3ヶ村において5000人余の信徒の存在や彼らの信仰状況も把握し、検挙により村が潰れたり、信徒たちが暴動することを恐れていた。そのため、信徒たちへの糺方として、「村役人共エ段々利害申聞心得違無之様教示仕気永ニ取扱候」と考えていた。取り調べにおいては、佐久間六郎兵衛は幕府に「万一長崎表ニテ取頼候御吟味被仰付候様ニなど相成候テハ天草郡と相隔候場所多人数罷出候物入ニモ難波仕第一村方ニ騒立様之義出来仕候節御吟味ハ村方取押方とハ同様ニ相成場所詰之者差掛難及了簡ナド可有御座哉も難斗候」と書かれた書状を提出し、島原藩監督のもとで取り調べに臨みたい意向も明らかにしている。

(4) おわりに

これまでの研究では、文化2年天草異宗事件における吟味に焦点があてられ、吟味開始までの経緯があまり明らかにされていない。その理由として、吟味開始の手がかりとなる資料不足があげられる。【天草吟味方扣】では、事件摘発における経緯が詳細に記されており、この資料の分析により新たな見解が期待できる。あわせて、異国船来航を中心とした長崎奉行と島原藩の行き来が記された『長崎一件』の分析により、天草異宗事件が外国船を警戒するために図られた国家政策であることが裏づけできると期待される。